

2025 年 5 月 29 日

東京女子医科大学に対する 2021 年度大学評価結果（判定）の変更について

公益財団法人大学基準協会

会長 高橋 裕子

わが国の大学は、個性豊かに発展していくために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に則して大学教育を組織的に展開し、教育の改善・向上を通じて学生の学習成果の向上につなげることが期待されています。なかでも、社会と大学の接点である入学者選抜では、公正性、公平性を確保して実施することが強く求められています。また、教育課程にふさわしい教員組織を編制するため、その一環として教員人事の公正性、公平性への配慮が必要となり、さらには、こうした教育及び教育に深くかかわる諸活動の基盤を構築するためには適切な大学運営が重要といえます。そのうえで、大学は、方針に基づく諸活動の適切性を定期的に検証し、その検証結果を公表することを通じて、社会に対する説明責任を果たしていくことも求められています。

しかしながら、2024 年 8 月に公表された東京女子医科大学第三者委員会による調査報告書によると、東京女子医科大学の卒業生の子女を対象とした入学者選抜や卒業生の教員に関する昇進・昇格人事において公正性、公平性の観点からの問題が指摘されており、大学運営・ガバナンスの観点からは、元理事長が背信行為の容疑で逮捕されるなどの法的措置も講じられるなどの課題が報告されています。

大学基準協会は、大学の質的向上と社会に対する質保証を目的とする評価機関としての責務を果たすために、10 の大学基準のうち、問題に係る「基準 5 学生の受け入れ」「基準 6 教員・教員組織」「基準 10(1) 大学運営」及び「基準 2 内部質保証」の 4 つについて調査を行い、改めて 2021 年度の当該大学に対する大学評価結果の妥当性を判断することにしました。

この度の調査では、大学評価委員会の下に調査分科会を設置し、当該大学から提出された問題の状況に係る報告書及び第三者委員会等の報告書をもとに書面調査を行ったうえで、大学関係者に対するヒアリング（4 月 17 日）を行いました。

調査の結果、①「学生の受け入れ」について、大学基準で求めている学生の受け入れ方針に沿った公正かつ適切な学生の受け入れが実施されていたとはいえないこと、②「教員・教員組織」について、卒業生の教員の昇進・昇格の公正性、公平性が担保されていたとはいえないこと、③「大学運営」について、理事会運営も含め、規程に沿った手続で重要事項の決

定が行われておらず、ガバナンスが十分に機能していなかったことから、適切な管理運営が行われているとは判断できないこと、④「内部質保証」について、自己点検・評価が適切に実施されていなかったこと等から、自らの活動の適切性を点検・評価し、改善・改革へとつなげる仕組みとなっていなかったことが明らかとなりました。

大学基準協会の理事会（2025 年 5 月 29 日開催）は、こうした事態を重く受け止め、当該大学に対する 2021 年度の大学評価結果における「適合」判定を取り消し、「不適合」へと判定を変更いたしました。

この結果を踏まえ、大学における公正・公平な学生の受け入れ、教員人事に対する認識を改め、教学組織としての大学の独立性を担保し、適切な入学者選抜及び教員人事を実施するとともに、大学運営・ガバナンスや内部質保証のあり方についても検討し、改善策を実行して適切な運用につなげることを強く求めます。

以上

2025（令和7）年5月29日

公益財団法人 大学基準協会
会長 高橋 裕子 殿

公益財団法人 大学基準協会
大学評価委員会
委員長 木村 彰方

東京女子医科大学の入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンス等
に係る調査結果について

理事会から諮問があった東京女子医科大学の入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンス、これに関わる内部質保証に係る調査結果について、別添資料のとおり報告いたします。

以上

東京女子医科大学に対する調査結果

公益財団法人 大 学 基 準 協 会
大 学 評 価 委 員 会
委員長 木 村 彰 方

I 調査結果

東京女子医科大学に対し、「学生の受け入れ」「教員・教員組織」「大学運営」及び「内部質保証」において調査した結果、以下に述べるとおり、2021年度の大学評価時には明らかでなかった重大な問題があると判断する。

II 調査に関する概要

本調査は、2024 年 8 月 2 日に東京女子医科大学第三者委員会による学校法人東京女子医科大学理事長宛の「調査報告書」（以下「第三者委員会による調査報告書」という。）が公表されたことを受け、2021 年度に実施した東京女子医科大学に対する大学評価（認証評価）結果の妥当性を調査するために実施したものである。

調査に当たっては、大学評価委員会のもとに設置した調査分科会において、本協会の大学基準のうち、今回の問題に関わる「学生の受け入れ」「教員・教員組織」「大学運営」及び「内部質保証」を対象として調査を行った。また、大学評価の実施年度を踏まえ、2020 年度の時点で生じていた事案を調査の対象とし、上記の 4 つの基準に係る「入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンスに係る報告書」（以下「大学からの報告書」という。）及びその根拠資料の提出を受け付け、第三者委員会による調査報告書を参照するとともに、大学への訪問による面談調査（4 月 17 日実施）の結果を踏まえて調査結果をまとめた。

なお、本調査報告書は、2021 年度の大学評価（認証評価）で用いた大学基準に沿って記述するが、今回の各問題に該当する「基準 5 学生の受け入れ」「基準 6 教員・教員組織」「基準 10（1）大学運営」の 3 つの基準について問題の概要・事実を記述した後、それらの問題に鑑みて大学における質保証の取り組みの問題点を記述するため、「基準 2 内部質保証」については最後に記述することとする。

III 調査対象とした項目の概評

1 学生の受け入れ

（1）「至誠と愛」推薦入試における入学者選抜の公正性・公平性の問題

第三者委員会による調査報告書において、「至誠と愛」推薦入試について、次のような問題が指摘されている。すなわち、同窓会組織である「一般社団法人至誠会」（以下「至誠会」という。）より推薦を得た卒業生の子を対象とした当該推薦入試において、推薦者選考の際に当該入試の受験生親族による「至誠会」及び学校法人東京女子医科大学（以下「学校法

人」という。)への寄付金額が考慮されていたこと、2020年度に実施した同推薦入試において得点操作が行われていたことである。

問題が生じた「至誠と愛」推薦入試の制度については、2018年3月の学校法人における定例理事会にて承認され、当時理事長を務めていた吉岡俊正氏や副理事長であった岩本絹子氏の主導により、前身となる「一般推薦入試における至誠会枠」を2019年度から導入し、2020年度入試以降は「『至誠と愛』推薦入試」と改称して行っていた(東京女子医科大学第三者委員会『調査報告書【公表版】』106～144頁)。改称前後ともに「至誠会」に審査依頼書等を提出した受験生を対象に、「至誠会」が推薦選考審査を実施して、推薦された受験生は推薦状を大学に提出し、大学において最終的な可否を決定するというプロセスで実施しており、今回の問題は「至誠会」で推薦者を選考するプロセスにおいて生じていた。

また、第三者委員会による調査報告書では、同推薦入試における「至誠会」での選考過程で寄付金の有無によって得点操作が行われていた可能性があり、大学では当時の面接者に確認したものの、明確な回答を得られなかったとしている(「『調査分科会からの質問事項』への回答」4頁・基準5の回答3(1))。さらに、2019年11月にはこれらの問題を受けて文部科学省の入試不正窓口に通報がなされたにもかかわらず、大学ではこれについて調査を実施しなかった(「『調査分科会からの質問事項』への回答」4頁・基準5の回答2(2)③)。

上記のような状況が生じたことは事実であり、今回提出された「入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンスに係る報告書」(以下「大学からの報告書」という。)において、大学も認めている(大学からの報告書1頁)。同推薦入試の導入を検討した2018年1月18日の「平成29年度第8回入試検討委員会」の議事録によると、同窓会(「至誠会」を意味する)から「一般推薦卒業生子女枠」の提案があり、一般推薦の中で合格者数を若干名で設定して実施すること、募集要項には人数を明記しないこと、受験生には出願書類を同窓会に持参させて同窓会にて面接を行い、同窓会から卒業生子女枠として推薦書を発行すること、受験生はその推薦書を同封して出願することが説明され、これに対して出席者より、先に同窓会にて面接をすることの是非や大学以外の機関で入学者を選抜するという意味になりかねないことが危惧されていたことがわかる(「『調査分科会からの質問事項』への回答」1頁・基準5の回答1(1)、根拠資料5-(1)①)。しかし、同制度は導入され、「至誠会」が入学者選抜に関わるとともに、その際に寄付状況が考慮されるという入学者選抜の公平性・公正性を欠く問題が生じた。さらに、制度導入後に、危惧された状況が生じていないか、入学者選抜の手続・プロセスとして適切かについての検証は行われておらず、2019年11月の文部科学省からの問い合わせ時にも、「至誠会」へ問い合わせたのみであり(「『調査分科会からの質問事項』への回答」4頁・基準5の回答2(2)、根拠資料5-2(2)③)、「至誠会」での推薦者選抜を含めた入学者選抜の適切性の検証が行われなかったことは問題といえる。

以上のように、「至誠と愛」推薦入試については、「至誠会」から制度導入の提案時に大学内で制度の適切性を危惧する意見があったにもかかわらず、制度が設けられ、その後に制度の運用も含めた入学者選抜の公平性・公正性や適切性の検証は行われていなかった。さらに、入学者選抜の公正性への疑義に関する通報を受けて文部科学省から問い合わせがあった際にも、入学者選抜についての適切性の検証や調査は行われなかった。そのため、2021年度

の大学評価（認証評価）に際して提出された 2020 年度の自己点検・評価報告書に「学生の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づく、学生募集及び、入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正かつ公平に実施していると評価する。」（2020（令和 2）年度自己点検・評価報告書 49 頁）と記述されていることについては、事実と異なると評価せざるを得ない。

（２）問題に対する改善に向けた取り組み

大学からの報告書によると、第三者委員会による調査報告書での指摘及びその後の文部科学省からの指導を受け、大学では理事会のもとに「第三者委員会からの提言実行及び文部科学省からの指導対応のためのタスクフォース」を設置した。「至誠と愛」推薦入試に係る問題については、その再発防止策を策定するため、同タスクフォース内に「第 4 小委員会」を設置して検討を行い、その結果をとりまとめ、文部科学省への提出と公表を行っている（大学からの報告書 2 頁）。その中で、規程を改訂して「入試検討委員会」の構成員を見直す、「至誠と愛」推薦入試の後継として実施していた「卒業生子女推薦入試」を廃止するという対応を実施しているが、制度の廃止のみを以て改善方策としており、入学者選抜における根本的な問題に係る原因究明及び再発防止に向けての抜本的な見直しには至っていない。

すなわち、大学においては、教学組織である大学が責任を持って実施するとしている入学者選抜において、学校法人が「至誠会」とともに卒業生子女の入学を促進するための入学者選抜制度を導入し、入学者選抜においても「至誠会」における候補者選抜が入学者選抜プロセスの一環となっており、大学で運営すべき入学者選抜に学校法人及び同窓会組織が関与していたといえる。このことは、第三者委員会からの報告書及び大学からの報告書でも記述されているように、2002 年 10 月 1 日付の文部科学省からの「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」に反する状況が生じていたといえる。したがって、改めて入学者選抜の適切性を検証し、学校法人や同窓会組織との関わり方や入学者選抜の公正性の担保について検討し、入学者選抜を教学組織である大学の責任のもとで適切に実施することが必要である。

２ 教員・教員組織

（１）卒業生の昇進・昇格審査における公正性・公平性の問題

第三者委員会による調査報告書において、卒業生で大学に所属する教員の昇進・昇格審査にあたって、「至誠会」への寄付金額が影響していたことが指摘されている。具体的には、2018 年度の定例理事会において、元理事長（岩本絹子氏）より卒業生が昇進・昇格の申請を行う際は、社会貢献の取り組みとして「至誠会活動状況報告書」を添付し、その要件とする旨の提案があり、承認されている。昇進・昇格の際の必要資料である「至誠会活動状況報告書」においては、寄付を含む「至誠会」での各種活動がポイント化されており、この「至誠会ポイント」が不足している場合、昇進・昇格できないとして、昇進・昇格希望者に「至誠会」所属者から寄付を促すような連絡があったとされている（東京女子医科大学第三者委員会『調査報告書【公表版】』96～103 頁）。

大学からの報告書において、上記のような状況が生じたことを大学も認めている（大学からの報告書3頁）。この問題に関して、卒業教育等の「至誠会」の活動の活性化を図る目的で、卒業生の教員の昇進・昇格に係る審査にあたっては「至誠会」が発行する「至誠会活動状況報告書」を必要資料とすることが教授会等の会議で報告され、出席した教職員の中には教員人事に係る公平性が欠如することが危惧されるとの意見も出されていた（面談調査）。しかしながら、教授会等の会議では報告事項となっており、この制度が導入・実施された後も教員人事の公平性・公正性の観点からの検証・調査は行われなかった。その理由として、大学としては、「至誠会活動状況報告書」は、昇進・昇格の審査を開始する前の申請段階で必要資料に含めるものであり、同報告書を発行するにあたっては「至誠会」が活動状況のポイント整理や不足するポイントの扱いに関与していたこと、大学内に設置する「人事要件評価委員会」での昇進・昇格審査では同報告書は活用していないことを挙げている（『調査分科会からの質問事項』への回答 8 頁・回答 2 (2) (3)）。ただし、昇進・昇格の審査申請にあたって、卒業生の教員の場合には「至誠会」が発行する寄付金がポイントとして明示してある「至誠会活動状況報告書」が必要資料の 1 つとして指定されており、仮に実際は大学の昇進・昇格審査では「至誠会」での活動状況を考慮していなかったとしても、制度全体としては同窓会での活動状況を加味していたといえる。

また、大学では「教員自己評価制度」を設けているが、これは各教員が教育・研究・社会貢献に係る活動を自己点検・評価するのみの取り組みであり、この結果を教員人事（昇進・昇格等）に連動させることはなく、昇進・昇格審査にあたっては「教員選考基準」に沿って提出された必要資料から審査することとしていた（『調査分科会からの質問事項』への回答 7～8 頁・回答 1 (1) (2)、根拠資料 6-1(1)③、6-1(2)①②）。こうしたことから、「教員選考基準」を設けており、それに沿って昇進・昇格の審査を行っていたものの、卒業生の教員については申請時点で「至誠会活動状況報告書」が効力を有していたことから、仕組みのうえでも基準に定めている以外の事項が審査において加味される余地があったといえる。

以上のように、卒業生の教員の昇進・昇格に係る審査については、制度導入の報告があった際に、大学内では公平性の観点から危惧する意見があったにもかかわらず制度が設けられ、その後は制度の運用も含めた教員の昇進・昇格に係る公平性・公正性や適切性の検証は行われていなかった。そのため、2021 年度の大学評価（認証評価）に際して提出された 2020 年度の自己点検・評価報告書には、「教員の募集、採用、昇任に関して、担当教員の授業科目に対する適合性を判断する仕組みとしては、教員選考基準により、ここに定められた基準（各学部の職位ごとに必要とされる学位、担当する科目にふさわしい教育・研究能力を判定するための業績基準、実務・教育・研究歴の基準）をもとに、教員の選考が行われている」（2020（令和 2）年度自己点検・評価報告書 63 頁）と記述されていたことについて、規程・基準の整備状況としては事実と合致するといえる。しかしながら、基準等の運用においては公平性・公正性を欠く事態が生じていたといえる。

（２）問題に対する改善に向けた取り組み

大学からの報告書によると、2023 年 8 月 23 日の理事会において「一般社団法人至誠会か

らのポイント制の活動状況報告書」の提出を取りやめ、大学が主催する講演会等のイベントへの参加によるポイント制の活動報告書の提出を求めることとした。また、その後、「第三者委員会からの提言実行及び文部科学省からの指導対応のためのタスクフォース」内の「第3小委員会」で教員人事に係るポイント制度の廃止を決定し、2024年9月27日の臨時理事会でこれを承認した（大学からの報告書3～4頁、根拠資料6-2、6-3）。

今後の教員人事に係る公平性の担保及び再発防止に向けた対策としては、上記のポイント制廃止により、規程通りに則った教員の採用・昇格を行うことで一定の改善が図れるとしている。そのうえで、教員人事に法人側の介入を排除するよう、学長や教授会の構成員の意識改革が必要であるとしている（『調査分科会からの質問事項』への回答」9頁・基準6の回答3(1)）。

上記のように、教員の昇格に際して、卒業生の教員に実施していた「至誠会」における当該教員の活動のポイント制及びその活動に係る報告書の提出を取りやめることで改善を図ったとしている。一方で、本調査分科会からの質問事項への回答では、活動報告書は実際には審査では使用していなかったとあり、活動報告書についての検証は行っていないとされている（『調査分科会からの質問事項』への回答」8頁・基準6の回答2(2)(3)）。実態として活動報告書を昇格審査で使用していなかったのであれば、これを昇格時の申請資料としていた理由は不明であり、十分に問題の根本となった原因が究明されているとはいえない。また、再発防止に向けた方策においても、学長や教授会の構成員の意識改革をどのように実行していくか検討されていない。したがって、ポイント制や活動報告書の提出を廃止することのみをもって改善を完了とするのではなく、教員の昇進・昇格のプロセスや基準、手続の適切性を検証し、運用することが求められる。

3 大学運営

(1) 規程に沿った理事会の運営に係る問題

第三者委員会による調査報告書において、元理事長（岩本絹子氏）が指示した案件については学内の決裁プロセスを経ずに実施された事項もあり、手続違反が存在したことが指摘されている（東京女子医科大学第三者委員会『調査報告書【公表版】』198～199頁）。これについて、元理事長が経営統括理事を兼任していたこともあり、経営統括理事決裁での承認や理事会運営会議当日に起案されて承認される事実があったことを認めている（大学からの報告書4頁）。そのうえで、稟議書が作成されていた案件については回付された部署で審査点検し、理事会運営会議又は理事会で慎重に審議すべきであったこと、稟議書や伺い書が作成されていなかった案件については、支出の際に経理課、監査の際に会計監査人が詳細を問うべきであったと大学は認識している。また、元理事長（岩本絹子氏）が経営統括理事を兼務し、さまざまな案件を経営統括理事として決裁していた案件については、理事会運営会議に経営統括理事決裁案件として一覧で報告されていたが、疑義がある場合には理事または監事より説明を求めるべきであったと大学は認識している（『調査分科会からの質問事項』への回答」13頁・基準10(1)の回答2(2)、根拠資料10-2(2)-①②）。

さらに、大学からの報告書では、2018年度から始まった教員の昇進・昇格に係る「至誠

会」の活動への参加・貢献の状況をポイント化する制度について、稟議書は作成されておらず、理事会でまったく別の議案の審議中についてこの話になって了解されたものであり、報告事項に追加して承認されていると述べられている（大学からの報告書6頁、『調査分科会からの質問事項』への回答」17頁・基準2の回答(3)）。教員人事の審査に係る事項は大学における重要事項であり、その制度構築に関わる重要な審議が必ずしも規程に沿って行われていなかったと言わざるを得ない。

以上のように、規程に基づく大学運営については、「決裁規程」に沿った稟議のプロセス・手続がとられなかった事案もあり、元理事長（岩本絹子氏）が経営統括理事を兼任し、権力の一極集中化が生じやすい状況と相まって理事会での適切な審議が行われていたとはいえない。また、「1学生の受け入れ」（1）及び「2教員・教員組織」（1）で既述したように、今回問題が生じた制度の導入にあたっては、大学内の会議体において制度の適切性を危惧する意見が出ていたにも関わらず、学校法人あるいは「至誠会」からの提案・意向として決定されていた。そのため、2021年度の大学評価（認証評価）に際して提出された2020年度の自己点検・評価報告書に「学長が現場の情報を十分活用できその上で意思決定できるよう、理事会だけでなく、（中略）委員として参加している。（中略）すなわち、教育・研究現場の情報を十分収集した上で学長の意思決定がなされる。」（2020（令和2）年度自己点検・評価報告書96頁）と記述されていることについては、制度・仕組みは存在していたものの、運用においては公平性・公正性を欠く事態が生じていたと言わざるを得ない。

（2）理事相互の監督機能、監査の機能に係る問題

第三者委員会による調査報告書では、理事会運営会議及び理事会において、構成員によるモニタリング機能の欠如が指摘されている。また、理事会や理事会構成員に対して、必要な情報が提供されず、説明がないままに決裁が行われていたケースもあることが指摘されている（東京女子医科大学第三者委員会『調査報告書【公表版】』202～205頁）。

大学からの報告書によると、2018年度から2023年度までの内部監査では競争的資金の管理運営の適切性に関するモニタリングのみを行っている。また、監事監査では2018年度には先端生命医科学センターの管理運営面移管に関する規則及び協定書等の内容を確認するガバナンスに関する確認、2019年度には薬剤師の積極的なチーム医療参加に際してのあり方や臨床薬剤業務の収支効果等の監査、2020年度には八千代医療センターの財政や運営に関する監査、2021年度には卒後臨床研修センターの規律面での問題を含めた研修の実施についての監査、2022年度には附属病院の経営改善の方向性に係る監査、2023年度には内部質保証システムが包含された教学諸活動の適切性の監査を実施しているが（大学からの報告書11～12頁）、いずれの監査テーマも理事会運営に係るものではなく、健全な理事会運営についての検証や理事会での意見陳述は十分に行われていなかった。

以上のように、問題が生じていた当時、理事長に対する監視体制、理事会の監督機能、監事の業務監査等、管理運営の実態には問題が多く、大学のガバナンス体制が機能していなかったと言わざるを得ない。また、理事会と教学組織である大学の関係についても、今回問題が生じた入学者選抜や教員人事では、学校法人・「至誠会」・大学の三者の役割分担と権限

が明確ではなく、大学の意思決定プロセスにおいて、適切・公正な運営が行われているとは判断できない。そのため、2021年度の大学評価（認証評価）に際して提出された2020年度の自己点検・評価報告書に「私立学校法に則って、教学組織と法人組織の権限と責任を明確化している。（中略）このように教学組織は教育・研究の専門的な資源の内容を決定する責任や権限があり、法人組織はそのような教育方針でよいのかどうかの大きな方針決定と健全な収支管理の視点からの責任と権限を担っている。」（2020（令和2）年度自己点検・評価報告書 96～97 頁）と記述されていることについては、事実と異なると言わざるを得ない。

（３）問題に対する改善に向けた取り組み

大学からの報告書では、①元理事長（岩本絹子氏）が解任され、当時の他の理事・監事がすべて辞任し、経営・執行体制を一新したこと、②2024年12月17日をもって経営統括部を廃止し、理事長の他の担当理事兼務を禁止したほか、2025年1月までに外部通報窓口の設置や財務担当理事・常勤監事の配置を実施したこと、③今後はコンプライアンス規程や理事職務規程の制定、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会の設置、管理職の兼務の解嘱、投資委員会の設置、内部監査室の理事長直轄から理事会直轄への変更に取り組むことを「東京女子医科大学第三者委員会の調査報告書に対する本法人の今後の対応及び方針について」に明示したこと、の3点を改善方策として示している（大学からの報告書5頁）。

しかしながら、組織・体制の改革により再び理事長に権力が集中する可能性を防ぐことについては、本調査分科会からの質問事項への回答において、理事、監事、評議員の選考委員会に現職の理事を入れないようにすることで相互牽制が機能するようにし、人選に理事長の意向が反映されないようにしているとしているものの（『調査分科会からの質問事項』への回答」15頁・基準10(1)の回答3(3)③）、上記の（１）～（３）に記述したように、問題が生じた背景・原因についての大学自らの究明が必ずしも十分に行われているとはいえない。第三者委員会からの指摘を踏まえ、大学自らも調査を実施し、理事会と大学の関係性、健全な理事会運営、教学組織である大学の自律性の担保、監査のあり方などを含めた大学運営の適切性を改めて検証することが重要である。

4 内部質保証

（１）自己点検・評価の適切性に関する問題

大学からの報告書によると、2021年度の本協会による大学評価（認証評価）への申請に際して提出した2020年度の自己点検・評価報告書では、「自己点検・評価審議委員会」を内部質保証の推進に責任を負う組織とする内部質保証体制を構築し、学校法人のものの全組織が同委員会の構成員として参加する体制を整備している旨記述していた。また、同委員会の直下に「教育審議会」「研究戦略会議」を置き、「教育審議会」のもとには各学部の質向上委員会、「研究戦略会議」のもとには8つのワーキング・グループを置いて、毎月教育・研究の質を点検していることも記述していた。なお、今回の入学者選抜や教員人事の公平性・公正性に係る問題は、いずれも2018年度から実施された至誠会枠推薦入試、至誠会ポイン

ト制が関係しているが、この当時（2018 年度）には「教育審議会」は未設置であり、「自己点検・評価審議委員会」の直下に各学部の質向上委員会を置く体制であり、入学者選抜に係る事項を検討する「入試検討委員会」は内部質保証の体制内に組み込まれていなかったとしている（大学からの報告書 6 頁、『調査分科会からの質問事項』への回答」16 頁・基準 2 の回答(1)）。

上記のような内部質保証体制を構築していたことは事実であるものの、既述のように入学者選抜及び教員人事に係る問題については、それぞれ制度導入時に制度の適切性に対して懸念が各種会議において表明されていたにもかかわらず、制度が設けられた後にもその適切性を検証することは行われていなかった。また、稟議書が作られずに理事会にて報告事項に追加して承認した事項については、いずれも上記の内部質保証の体制・プロセスでは適切性の検証は行われていなかった。さらに、2020 年度には各学部の質向上委員会からの議題に加え、入試等も含めて質を検討する「教育審議会」を設置したが、入学者選抜や教員人事の具体的な方法までは把握には至らなかったとしている（大学からの報告書 6 頁）。

以上のように、実質的な自己点検・評価については、問題が生じていた当時にも入学者選抜や教員人事の適切性の点検・評価を行い、内部質保証を推進する全学的な組織を中心に、その結果を受けての改善にも取り組んでいたが、問題が生じた入学者選抜や教員の昇進・昇格審査の詳細については状況の把握に至らず、必ずしも適切な点検・評価が行われていたとはいえない。そのため、2021 年度の大学評価（認証評価）に際して提出された 2020 年度の自己点検・評価報告書に「自己点検・評価審議委員会、教育審議会では指摘事項（設置計画履行状況）を定期的に精査し、医学教育の質向上委員会では対応策を検討し、各部署での改善に取り組んでいる。」（2020（令和 2）年度自己点検・評価報告書 15 頁）と記述されていることについては、定期的に自己点検・評価を実施していること、各部署で改善に取り組んでいることは事実であるが、入学者選抜や教員人事の適切性に関して大学内で示されていた懸念事項が、実際には自己点検・評価の対象から外れており、適切な点検・評価の実施に係る実績は自己点検・評価報告書に記載された事実と異なっている。

（２） 問題に対する改善に向けた取り組み

大学からの報告書では、内部質保証システムを十分に機能させるための 1 つの試みとして、「入試検討委員会」の委員に教学 I R の担当教員を加え、入学後の学生の学業成績を評価し、入学試験のあり方を検討し、PDCA サイクルを回す体制を整えたことを挙げている。大学では、これによって、同委員会で入学試験の結果に基づく分析と入学後の学生の成績分析が常時行われることで問題のある入試方法を見直す契機となると考えている（大学からの報告書 6 頁、「『調査分科会からの質問事項』への回答」17 頁・基準 2 の回答(4)）。ただし、この取り組みは、入学者選抜を通じて学生の受け入れ方針に示した学生が受け入れられているか、教育内容等に照らして適切な学力等を有する学生を受け入れられているかを検証するものであり、今回の問題である入学者選抜の公平性・公正性の観点からの検証とは異なっている。

また、「入試検討委員会」の委員に理事が 1 名入ることとしていたが、今回の問題を受け

て規程を改定し、これを廃止したほか、同委員会で合否判定以外の制度に係る事項を審議する際には外部有識者を委員とすることとした（大学からの報告書7頁、「『調査分科会からの質問事項』への回答」17～18頁・基準2の回答(5)）。

さらに、教員の昇進・昇格人事や大学運営・ガバナンスに関しては、「自己点検・評価審議会」の機能強化及び監事による教学監査や内部監査の強化が必要であるとしている。そのために、「自己点検・評価に関する規程」に定める委員構成を教学に偏らない構成とし、業務執行理事などの大学運営に関わる委員を増やすなど、「自己点検・評価審議会」の委員構成の見直しを検討している（大学からの報告書7頁、「『調査分科会からの質問事項』への回答」17頁・基準2の回答(6)）。ただし、これらに関する具体的な方策や工程は示されていないため、今回の問題に係る入学者選抜及び教員人事の公平性・公正性、大学運営・ガバナンスの適切性を担保できるよう、大学の諸活動の質を保证する仕組みを機能させることが肝要である。

以上

「本調査にあたって参照した資料一覧」

【基本資料】

- ・ 入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンスに係る報告書
- ・ 東京女子医科大学第三者委員会による学校法人東京女子医科大学理事長宛の「調査報告書」（2024年8月2日公表）
- ・ 東京女子医科大学第三者委員会の調査報告書に対する本法人の今後の対応及び方針について（2024年12月12日に学校法人東京女子医科大学より文部科学省へ提出した報告書）
- ・ 2020年度自己点検・評価報告書及びその根拠資料（2021年度の大学評価時に本協会へ提出された資料）

【「入学者選抜、教員人事、大学運営・ガバナンスに係る報告書」の根拠資料】

2025年2月25日提出

●基準5：学生の受け入れ	
根拠資料：5-1	平成30年3月度 定例理事会決定事項及び報告事項（3/28開催）
根拠資料：5-2	2020（令和2）年度 自己点検・評価報告書（抜粋版：P47～53）
根拠資料：5-3	東京女子医科大学第三者委員会の調査報告書に対する本法人の今後の対応及び方針について（抜粋版：P67～71）
●基準6：教員・教員組織	
根拠資料：6-1-1	平成30年5月度 定例理事会決定事項及び報告事項（5/23開催）
根拠資料：6-1-2	平成30年6月度 医学部教授会議事録（6/15開催）
根拠資料：6-2	令和5年度 第5回臨時理事会決定事項及び報告事項（8/23開催）
根拠資料：6-3	令和6年度 第15回臨時理事会決定事項及び報告事項（9/27開催）
根拠資料：6-4	東京女子医科大学第三者委員会の調査報告書に対する本法人の今後の対応及び方針について（抜粋版：63～66）
●基準10（1）大学運営	
根拠資料：10-1-①	決裁手順表（稟議のフロー図）
根拠資料：10-1-②	学校法人東京女子医科大学組織図（令和5年2月1日現在）
根拠資料：10-1-③	監事監査基準
根拠資料：10-1-④	平成27年度 監事業務報告書（平成28年5月25日）
	平成28年度 監事業務報告書（平成28年5月24日）
	平成29年度 監事業務報告書（平成30年5月23日）
	平成30年度 監事業務報告書（2019年5月29日）
	令和元年度 監事業務報告書（2020年5月27日）
根拠資料：10-1-⑤	監事意見書（平成28年5月25日）
	監事意見書（平成29年5月24日）
	監事意見書（平成30年5月23日）
	平成30年度 監事意見書（2019年5月29日）
	令和元年度 監事意見書（2020年5月27日）
根拠資料：10-1-⑥	法人役員一覧（2024年8月1日）
	法人役員一覧（2024年12月6日）

根拠資料：10-1-⑦	稟議書：寄附行為施行細則及び決裁規程の改定の件
	寄附行為施行細則（改定案）
	決裁規程（改定案）
	別表2：決裁基準表（改定案）
	別表3：人事決裁基準表（事務職・看護職・医療事務職・技能職・一般職）（改定案）
	別表4：決裁手順表（稟議のフロー図）（改定案）
根拠資料：10-1-⑧	稟議書：事務部署業務分掌規程および細則の改定の件（「経営統括部」削除、企画室新設）
	事務部署業務分掌規程（改定案）
	事務部署業務分掌細則（改定案）
	学校法人東京女子医科大学組織図（令和6年7月1日現在）
	学校法人東京女子医科大学組織図（令和7年1月1日改定案）
根拠資料：10-1-⑨	理事各担当業務および委員会（令和7年1月21日）
根拠資料：10-1-⑩	稟議書：外部通報窓口の設置の件
●基準2：内部質保証	
根拠資料：2-2-①	第2章 内部質保証（抜粋版：P13～14）
根拠資料：2-2-②	教育審議会規程

【質問事項に対する回答の根拠資料】2025年4月10日提出

●基準5：学生の受け入れ	
回答根拠資料： 5-1(1)	平成29年度 第8回入試検討委員会議事録（案）
	資料6：一般推薦卒業生子女枠
	平成29年度 第9回入試検討委員会議事録（案）
	資料8：一般推薦卒業生子女枠
	平成30年度 岩手医科大学入学試験要項
	平成30年度 岩手医科大学同窓生子女特別入学試験要項
	稟議書：医学部 卒業生子女特別入試の件
回答根拠資料： 5-2(2)②	稟議書：理事等が委員となっている委員会の取扱いの件
	稟議書：学校推薦型選抜「卒業生子女」推薦の令和8年度入学試験から廃止する件
	稟議書：「至誠と愛」推薦入試における入学前の寄付の返金の件
	稟議書：「至誠と愛」推薦入試における入学前の寄付の返金の件（返金の実施）
回答根拠資料： 5-2(2)③	令和元年度 第8回入試検討委員会議事録（案）
	文部科学省入試不正対応窓口からのメール（2019年11月26日）※令和元年第8回入試検討委員会資料7
	文部科学省入試不正対応窓口への回答メール（令和元年11月27日）※令和元年第8回入試検討委員会資料7
	文部科学省入試不正対応窓口からの問合せ事項についての「至誠会」による調査結果（令和元年12月3日、至誠会代表理事・業務執行理事から学長への報告）※令和元年第8回入試検討委員会資料7
回答根拠資料： 5-3(1)	得点調整の内容（令和2年度「至誠と愛」推薦入試）

回答根拠資料： 5-4(1)①	第三者委員会からの提言実行及び文科省からの指導対応のための タスクフォース
回答根拠資料： 5-4(2)①	第三者委員会調査報告書で指摘された内容及び大学で確認した 内容及び大学の考え
●基準6：教員・教員組織	
回答根拠資料： 6-1(1)③	教員自己評価制度の運用手引き 研究業績プロ 評価対象者（教員）向け自己点検操作マニユ アル
回答根拠資料： 6-1-(2)①	教員選考基準（令和6年11月22日改定）
	医学部教育職人事要件評価委員会規程（平成20年3月26日 制定）
	令和7年2月度 人事要件評価委員会議事録（令和7年2月 25日）
	令和7年2月度 人事要件評価委員会での審議結果について （報告）（令和7年2月26日）
回答根拠資料： 6-1-(2)②	令和7年3月度 医学部教授会議事録
	教員選考基準（令和6年11月22日改定）
	医学部教授候補者選出細則
	医学部教授選任内規
●基準10（1）大学運営	
回答根拠資料： 10-1(1)-①	平成26年度11月度 定例理事会議事録（抜粋）
回答根拠資料： 10-1(1)-②	2019(平成31)年4月度 臨時理事会議事録
回答根拠資料： 10-1(1)-③	稟議書：事務組織体制の一部変更について 学校法人東京女子医科大学（組織改編）
回答根拠資料： 10-1(2)-①	稟議書：責任追及調査委員会設置及び外部委員に大月雅博弁 護士（阿部・井窪・片山法律事務所）を選任する件
回答根拠資料： 10-1(3)-①	稟議書：懲戒委員会規程改定の件 懲戒委員会規程（改定案）
回答根拠資料： 10-1(3)-②	令和6年度 第7回 臨時評議員会決定事項及び報告事項 （1/17開催）抜粋
回答根拠資料： 10-1(3)-③	稟議書：名誉教授称号の復活について（令和5年1月18日 理事会決議の取消し）
回答根拠資料： 10-1(3)-④	田邊一成氏に対する処分取消し等について（令和7年4月4 日）
回答根拠資料： 10-2(1)-①	平成30年度 監事監査報告書（平成31年2月15日）
回答根拠資料： 10-2(1)-②	平成元年度 監事業務報告（2020年5月27日）
回答根拠資料： 10-2(1)-③	監事監査報告書（令和4年3月19日）
回答根拠資料： 10-2(1)-④	監事監査報告書（令和5年4月15日）
回答根拠資料： 10-2(1)-⑤	監事監査報告書（令和6年5月29日）

回答根拠資料： 10-2(1)-⑥	令和2年度 学校法人東京女子医科大学 監事監査計画書 (令和2年4月22日)
回答根拠資料： 10-2(1)-⑦	質問票(及び資料提出依頼)
回答根拠資料： 10-2(2)-①	決裁規程
回答根拠資料： 10-2(2)-②	別表2：決裁基準表
回答根拠資料： 10-2(3)-①	新寄附行為
回答根拠資料： 10-3(1)-①	公印(実印)押印申請の留意事項
回答根拠資料： 10-3(2)-①	新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規
回答根拠資料： 10-3(2)-②	【ご報告】新生東京女子医科大学のための役員・評議員候補者の選考報告について 別添1：理事候補者一覧、評議員候補者一覧 別添2：役員・評議員候補選考委員会 別添3：新生東京女子医科大学のための暫定役員・評議員選任内規
回答根拠資料： 10-3(3)-①	役員等選任内規
回答根拠資料： 10-3(5)-①	学校法人東京女子医科大学コンプライアンス規程(制定案)
●基準2：内部質保証	
回答根拠資料： 2-(1)-①	自己点検・評価に関する規程
回答根拠資料： 2-(1)-②	医学教育の質向上委員会内規
回答根拠資料： 2-(1)-③	看護学教育の質向上委員会内規
回答根拠資料： 2-(1)-④	医学部の教学に係る組織図 (2021年当時)
回答根拠資料： 2-(2)-①	平成30年5月23日定例理事会議案
回答根拠資料： 2-(2)-②	平成30年5月度 定例理事会議事録

【訪問による面談調査の際に提示された資料】

基準5 関係資料	入試区分による GPA 比較報告
基準5 関係資料	第三者委員会からの調査報告書(抜粋)
基準5 関係資料	得点調整の内容(令和2年度「至誠と愛」推薦入試)【当日閲覧】